

「とやま未来創造県民会議」への委員会等の設置について（案）

1 設置の趣旨

本県の総合戦略である「とやま未来創生戦略」の計画期間は令和元年が最終年度であり、対応すべき課題や検討すべきトピックスも多岐に渡っている。こうしたことから、「とやま未来創造県民会議」のもとに新たな委員会等を設置し、地方創生施策のさらなる深化に向けた重要なテーマについて、今後の取組みの方向性を議論するもの。

(1) 「新幹線延伸戦略検討委員会」の設置について

北陸新幹線富山開業時、官民の代表者等で構成する「新幹線戦略とやま県民会議」を設置し、官民一体となって開業準備に取り組んだことが大きな開業効果につながったことを踏まえ、令和4年(2022年)度末に予定されている敦賀開業、更には大阪までの延伸を展望し、新たな富山県の飛躍、発展につなげるため、官民を挙げた取組みの基本となる新たな戦略の策定に向けた調査・検討を行う検討委員会を新設するもの。

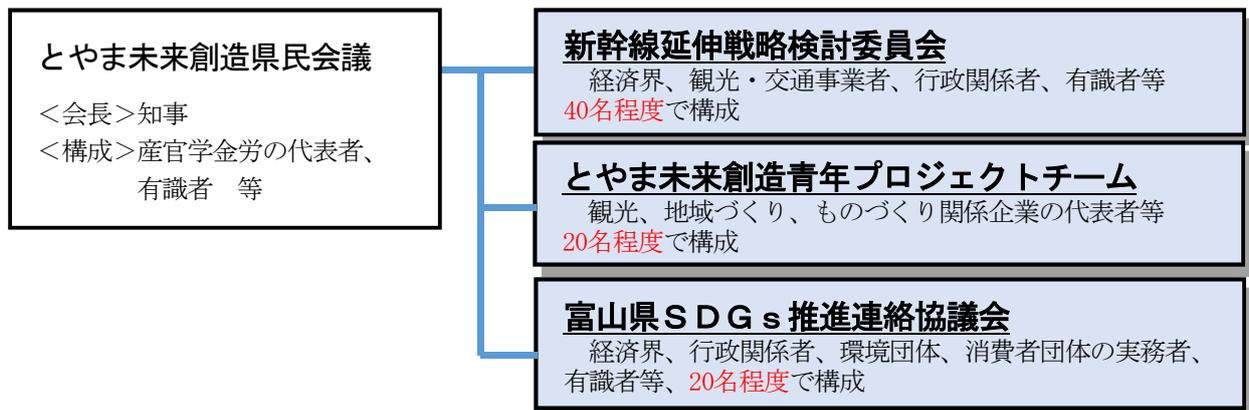
(2) 「とやま未来創造青年プロジェクトチーム」の設置について

県の次期総合戦略の策定を進めるにあたり、本県の将来を担う若い世代の意見・見識を幅広く聴取し、戦略に反映させるため、県内各界で活躍する30歳から40歳代を中心とした方々からなるプロジェクトチームを設置するもの。

(3) 「富山県SDGs推進連絡協議会」の設置について

去る7月1日、「環日本海地域をリードする『環境・エネルギー先端県とやま』」を目指して取り組む本県が、国の2019年度SDGs未来都市(31自治体)のうちの一つに選定されたことを受け、県内ステークホルダーの連携を図り、今後さらに県全体でSDGsを推進していくため、顔の見える関係づくり、具体的な取組みの連携を図ることを目的とした、実務者レベルの協議会を設置するもの。

2 組織



3 スケジュール（案）

R元年7月	7/26 とやま未来創造県民会議（委員会等の設置）	
8月	第1回新幹線延伸戦略検討委員会 ⇒現状と課題の整理（開業効果の検証 等） 今後の取組み方向の検討（各地域の特色反映）	富山県SDGs推進連絡協議会の発足
11月頃	第2回新幹線延伸戦略検討委員会 ⇒戦略の中間とりまとめ	
R2年2月頃	第3回新幹線延伸戦略検討委員会 ⇒戦略のとりまとめ	
3月	新幹線延伸戦略（仮称）の公表（予定）	

※青年プロジェクトチームの開催時期については、構成員の意向も踏まえて今後検討

とやま未来創造県民会議設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 人口減少を克服し、富山県の自然、文化・産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造するため、とやま未来創造県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）「とやま未来創生戦略」の検討に関すること。
- （2）その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 県民会議は、委員40名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験者、経済界及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は平成32年3月31日までとする。

（役員）

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 5名以内
- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

（役員職務）

第6条 会長は、会議を進行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（顧問）

第7条 県民会議に顧問を置く。

2 顧問は、知事が委嘱する。

（特別委員）

第8条 必要な意見を聴くため、県民会議に、特別委員を置く。

2 特別委員は、知事が委嘱する。

（地域部会及び観光分科会）

第9条 県民会議に地域部会及び観光分科会を設置する。

2 地域部会及び観光分科会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（委員会等）

第10条 本県の地方創生と関連の深い個別の課題について協議・検討を行うため、県民会議に適宜、委員会等の組織を設置することができる。

2 委員会等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（事務局）

第11条 県民会議の事務局は、富山県総合政策局企画調整室に置く。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。